

石川県公報

平成23年5月6日
第12387号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
保安林の指定の解除 (森林管理課)	1	都市計画の変更 (都市計画課)	3
漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による 加入区(区域及び区分)の設定の全部改正 (水産課)	1	平成23年度調理師試験公告 (健康推進課)	3
漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による 加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (同)	2	土地改良区の定款変更認可公告 (経営対策課)	4
		都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4

告 示

石川県告示第225号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除に係る保安林の所在場所
小松市日末町メ15の1、16の1
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
保健衛生施設用地とするため

- 解除に係る保安林の所在場所
小松市日末町メ15の1、16の1
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
保健衛生施設用地とするため

石川県告示第226号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成14年石川県告示第613号)の全部を次のように改正し、公表の日から施行する。
平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

加入区の名称	区 域	区 分
輪島加入区	石川県漁業協 同組合の地区 のうち旧輪島 市漁業協同組	大型定置漁業 小型定置漁業 総トン数10トン以上の漁船を使用して営むまき網漁業 総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

合の地区

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上8トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、から までに掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、から までに掲げる漁業以外の漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、及び に掲げる漁業以外の漁業で主に刺網を使用して営む漁業

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、から までに掲げる漁業以外の漁業

輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、及び に掲げる漁業以外の漁業で主に刺網を使用して営む漁業

輪島崎町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、から までに掲げる漁業以外の漁業

輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、に掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業

②① 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、及び に掲げる漁業以外の漁業

②② 法第104条第2号に掲げる漁業のうち から②①までに掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第227号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成20年石川県告示第512号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の能都町第1加入区の項を次のように改める。

能都町第1加入区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区(矢波、小浦及び羽根の区域を除く。)	50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業 に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業 小型定置漁業 主として底びき網を使用して営む漁業 総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業 法第104条第2号に掲げる漁業のうち から までに掲げる漁業以外の漁業
----------	--	---

石川県告示第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	都市計画の図書の縦覧場所
津幡都市計画道路 (3・5・1号本津幡横浜線)	河北郡津幡町字横浜ろ、横浜ほ、南中条へ、南中条ト、北中条チ、北中条ヌ、北中条ル、北中条ヲ、北中条ラ、太田は及び太田にの各一部	石川県土木部都市計画課及び津幡町産業建設部都市建設課
津幡都市計画道路 (3・5・2号舟橋南中条線)	河北郡津幡町字津幡ノ、清水ホ、清水ト、庄ト部、庄リ、庄ヲ、舟橋レ、舟橋ろ及び舟橋れの各一部	〃
津幡都市計画道路 (3・5・3号中央通り線)	河北郡津幡町字津幡リ及び津幡ルの各一部	〃

公 告

平成23年度調理師試験公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 試験の日時
平成23年8月31日(水) 午前10時から正午まで
- 試験場
金沢市角間町
金沢大学自然科学本館
- 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 出願に関する書類の受付期間
平成23年6月20日(月)から同月27日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
郵送による受付は、行わない。
- 出願に関する書類の提出先
 - 金沢市内又は県外に居住する者
石川県健康福祉部健康推進課
 - (1)に掲げる者以外の者

住所地を管轄する県保健福祉センター又は地域センター

6 その他

出願書類の請求、詳細な点についての問い合わせ等は、石川県健康福祉部健康推進課、各県保健福祉センター又は地域センターへすること。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
珠洲市土地改良区	平成23年4月26日

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津幡町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
津幡都市計画道路 (3・6・2号中橋川尻線)	石川県土木部都市計画課及び津幡町産業建設部都市建設課